

女性活躍推進法に基づく
熊本市医師会「一般事業主行動計画」

《一般事業主行動計画》

職員全員が働きやすい環境を整えることにより、女性が活躍できる雇用環境の整備を図るとともに、職員各々がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日から令和7年 3月31日までの3年間

2. 内 容

- 目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
令和5年4月～ 各部署の管理職に向けた制度内容の周知および職員に対し育児休業規則を改めて周知する。
- 目標2 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
令和5年4月～ 様々なハラスメントが起こらないようにするための研修会を年1回以上実施
- 目標3 男性の子育て目的の休暇の取得促進
男性の育児休暇取得率を20%以上にする。
令和5年4月～ 子の看護休暇などの制度内容の周知を図る
男性の子育て目的の休暇取得状況について検証する。
- 目標4 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設備及び運営
令和5年4月～ 保育施設の運営体制を整備し、職員への周知を図る。
保育施設の利用状況を踏まえ、運営体制を検証する。
- 目標5 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施
令和5年4月～ 退職者の再雇用について、各部署の管理職へ周知する。
退職者の再雇用状況について検証する。